

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 住 之 江 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和 6 年 6 月 1 9 日（水） 午後 2 時から 午後 2 時 5 5 分までの間
開催場所		大阪府住之江警察署 講堂
出席者	委員	越智会長、澤田委員、佐野委員、猪原委員、富永委員、瀬川委員 松山委員、七野委員
	警察	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長 刑事課長、交通課長代理、警備課長、広聴相談係長
議事概要		1 会長挨拶 皆さん、こんにちは。前回と違って警察側のメンバーがかなり代わってますね。 メンバーが代わっても業務そのものは変わらないと思うので、今後ともよろしくお願いします。 警察署の皆様には我々の安全を守って安心感を与えて欲しいと思うと共に、親しみのある警察であって欲しいと思います。 特に子供はお巡りさんに親しみを感じていると思いますので、気軽に手を振ってくれ、子供に親しみのある警察官であって欲しいのです。 これが住民との良好な関係にも繋がると思いますので、よろしくお願いいたします。 簡単ですけど、これで挨拶に代えさせていただきます。 2 署長挨拶 本日はよろしくお願い致します。 本日はたいへんお忙しい中、令和 6 年第二回警察署協議会にお集まりいただきありがとうございます。 さて、管内情勢等につきましては、皆様も報道等で御存知のとおり、昨年11月には、集合住宅の扉を叩いていた男を注意した女性が包丁で襲われるという事件、更に12月には、帰宅途中の小学校の校長先生が包丁で刺されて鞆を奪われるという事件が発生しましたが、どちらも逮捕に至っております。 昨年（令和 5 年）の全刑法犯認知件数は、1,237件で一昨年（令和 4 年）と比べまして185件の増加です。 特殊詐欺被害は一昨年と比べ11件減少して33件で、被害総額は約

2, 184万円減少して3, 323万円でしたが、憂慮すべき現状です。

当署は署員の士気も高く、一致団結した職場だと感じておりますので、皆様の安心と安全を守るために実効性のある警察活動に取り組んでまいります。

本年も引き続き、よろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、委員の皆様方の御健勝・御多幸を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

3 自己紹介

4 住之江区内の治安情勢について

- ・ 犯罪発生状況 (刑事課)
- ・ 特殊詐欺被害事件の抑止対策等 (同上)
- ・ 交通事故発生状況 (交通課)

5 自転車事故防止DVDの鑑賞

6 要望等に対する説明

(1) 抱っこ紐を使用しての自転車の利用

【委員】

自転車ルールのことでお聞きします。

ながら運転は違反ですが、赤ちゃんを抱っこ紐で抱っこしながらの運転も違反になるのでしょうか？

首が座っていないなど、仕方のないのではないかと思います。

【警察】

結論から申し上げますと、抱っこした状態で自転車を運転することは出来ません。

道路交通法の二人乗りの禁止として公安委員会が定める乗車制限に関して運転してはいけませんが例外が4つあり、その1つに16歳以上の者が4歳未満の者を背負い、紐などで確実に縛って運転することは認められています。

前面はダメで、背負う場合と規定されていますが、4歳未満でも首が座っていないと危険ですので控えて欲しいと思います。

今の抱っこ紐は前になっているようですが、法的には背負いと限定されています。

ですので、基本的にはダメなので移動にはベビーカーや年齢や体格に応じたチャイルドシートを使っただきたいと思っています。

(2) 商店街等での放送

【委員】

粉浜商店街などでは防犯や交通安全などのキャンペーンをしていただき、街内放送を流してもらっています。

良い取り組みなのでキャンペーンの時だけでなく、常に流していただき、意識して貰うことが必要だと思います。

このような放送を防犯や交通安全などの告知に活用し、商店街以

外にも駅やショッピングセンターなどの街内放送にも利用できるのではないのでしょうか。

ア 生活安全課

警察としてはあらゆる機会を通じて防犯意識を持っていただくことが最大の被害防止であると考えています。

粉浜商店街など、管内の住民の方が集まる施設で協力させて貰って色々な放送があるので、特殊詐欺、子供や女性の被害、自動車関連犯などの放送を流して、担当者の方と打ち合わせをして住民の方に防犯意識を高める活動を実施して行きたいと思います。

イ 交通課

交通も加賀屋商店街で自転車の無料点検を実施しました。

商店街の方とタイアップして交通安全マナーの浸透を図って行くという取組みをしており、多くの方が利用する商店街などで実施すると、より交通安全に対する意識が強まると思いますので積極的にこちらからも声をかけさせて貰って生活安全課と連携を図って行きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

7 質疑応答

(1) 特殊詐欺について

【委員】

住之江区の特殊詐欺の内容はどんなものですか？

【刑事課】

一番多い手口が架空請求詐欺で、「料金未払いがあります。」などと言ってくる手口です。

スマホで全く見覚えがなく、関係のない未払いについて料金を請求されます。

【委員】

分かりました。以前に生活安全課さんが良くふれあい喫茶に何度か足を運んでいただいて多くの方が集まっているところで啓発によく来ていただいていたいました。

最近啓発はあまりありませんし、近所の方が電話番号を書いて欲しいと言われたことがあったようですが、新しい手口の詐欺があれば生活安全課の方が啓発に来てくれることはないのでしょうか。

私達は分からないので、ちょくちょく顔を出してこんな詐欺が流行っているとかの啓発して欲しいと思います。

(2) 自転車の取締り

また、交通課の方で自転車教室を開いて貰ったんですけど、これは大盛況で、区の女性部でも区民ホールを使って高齢者を対象にやらなければならないと痛感しています。

私は車を運転するのですが、いつもヒヤリとするのが自転車なんです。

それも対面で子供を前や後ろに乗せていますが、こういう方を取り締まっていただかないと絶対に治りません。

交通課の方に尋ねたら「やっています。赤切符切った人もいますよ」と言っていました、それは本当なんですか？

【交通課】

自転車に対する取り締まりも定期的に取り締りを行っています。

【委員】

それをやっていただかないと車ばかりが悪者になるんです。

今は流行りの自転車の事故が多いじゃないですか、女性部の方が自転車とぶつかって大腿骨骨折の大怪我をしたのですが、相手は逃げたので分かりませんが未だに治療を受けています。

高齢者は治療に時間がかかり、楽しい余生が過ごせなくなるので自転車の取締りにも力を入れていただきたいと思います。

【司会】

特殊詐欺と自転車の取締りについて意見をいただきましたが、他に意見はありますか。

【委員】

他の区ですが、老人福祉センターで色んな教室をされているんですが、必ずと言っていい程に防犯の警察官が来られて詐欺のことについて家に電話が掛かってきたことがありませんか等の問いかけと気をつけて下さいねと注意してくれるので助かります。

住之江区ではそんなことはなさっていないのかなと思うのですが。

詐欺を身近に感じることはないの、他人事のように思っている人のところに電話が掛かってくることがあると思うのです。

だから、老人福祉センターに直接来ていただき、ちょっとお声がけをしていただければ違うと思いますし、自転車のルールとかも目の前で教えて貰った方がいいんじゃないかと思うんですけど。

東成区では警察官の方が毎回来ていただいて詐欺の電話があったか尋ねて注意を促してくれて特殊詐欺のことについて書かれた紙を配ってくれ、他人事ではないんですよってことを言ってくれます。

これが何回も来てくれるので他人事ではなくなり、特殊詐欺がもの凄く減ったと言っていました。

ですから、もっと近くに来て貰ってお声掛けしてくれるのはどうかと思います。

【委員】

皆さん、地域の各連合でふれあい喫茶ってあるのはご存じですか。そこにお年寄りがすごく集まるのですが、一か月に一回のところも2回のところもあります、是非そこに行っていただきたいんです。

生活安全課の警察官の方が気軽に来ていただいてましたが、連合

に寄って欲しいんです。

【司会】

その他、質問等がございますか？なければこれを持ちまして第二回の警察署協議会を終了致します。